

議第26号

飛驒市から高山市への事務の委託に関する規約の変更について

飛驒市から高山市への事務の委託に関する規約を次のように変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により議決を求める。

平成26年3月3日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

荒城クリーンセンターの廃止に伴い規約を変更しようとする。

飛驒市から高山市への事務の委託に関する規約の一部を改正する規約

飛驒市から高山市への事務の委託に関する規約の一部を次のように改正する。

改 正 前				改 正 後			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
委託事務		委託区域	委託期間	委託事務		委託区域	委託期間
1の項（略）				1の項（略）			
2	資源ごみ（ペットボトルに限る）処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 （1） 荒城クリーンセンター	飛驒市全域	平成30年度まで	2	資源ごみ（ペットボトルに限る）処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 （1） 荒城クリーンセンター	飛驒市全域	平成25年度まで
3の項～7の項（略）				3の項～7の項（略）			

附 則

この規約は、平成26年3月31日から施行する。